

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

目次

前文

第一章 総則

第一条 目的

第二条 一般的定義

第三条 透明性

第四条 法令の見直し

第五条 公衆による意見提出の手續

第六条 行政上の措置に関連する手續

第七条 審査及び上訴

第八条 腐敗行為の防止に関する措置

第九条 秘密の情報

第十条 租税

第十一条 他の協定との関係

第十二条 実施取極

第十三条 合同委員会

第十四条 両締約国間の連絡

第二章 物品の貿易

第十五条 定義

第十六条 物品の分類

第十七条 内国民待遇

第十八条 関税の撤廃

第十九条 関税上の評価

第二十条 輸出税

第二十一条 非関税措置

第二十二条 緊急措置

第二十三条 一般的例外及び安全保障のための例外

第二十四条 国際収支の擁護のための制限

第二十五条 物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則

第二十六条 物品の貿易に関する小委員会

第二十七条 輸出についての協力

第三章 原産地規則

第二十八条 定義

第二十九条 原産品

第三十条 累積

第三十一条 僅少きんの非原産材料

- 第三十二条 原産資格を与えることとならない作業
- 第三十三条 積送基準
- 第三十四条 組み立ててないか又は分解してある産品
- 第三十五条 代替性のある産品及び材料
- 第三十六条 間接材料
- 第三十七条 附属品、予備部品及び工具
- 第三十八条 小売用の包装材料及び包装容器
- 第三十九条 船積み用のこん包材料及びこん包容器
- 第四十条 関税上の特惠待遇の要求
- 第四十一条 原産地証明書
- 第四十二条 輸出に関する義務
- 第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請
- 第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

第四十五条 原産品であるか否か及び関税上の特惠待遇の決定

第四十六条 秘密性

第四十七条 罰則、制裁又は他の措置

第四十八条 雑則

第四十九条 原産地規則に関する小委員会

第四章 税関手続

第五十条 適用範囲

第五十一条 定義

第五十二条 透明性

第五十三条 通関

第五十四条 通過物品

第五十五条 協力及び情報の交換

第五十六条 税関手続に関する小委員会

第五章 貿易取引文書の電子化

第五十七条 貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力

第五十八条 貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力

第五十九条 貿易取引文書の電子化の実現に関する検討

第六章 相互承認

第六十条 一般的義務

第六十一条 適用範囲

第六十二条 定義

第六十三条 適合性評価機関の登録及び登録の取消し

第六十四条 相互承認に関する小委員会

第六十五条 相互承認に関する運用上の手続規則

第六十六条 一般的例外

第六十七条 雑則

第六十八条 秘密性

第六十九条 分野別附属書

第七章 サービスの貿易

第七十条 適用範囲

第七十一条 定義

第七十二条 市場アクセス

第七十三条 内国民待遇

第七十四条 追加的な約束

第七十五条 特定の約束に係る表

第七十六条 最恵国待遇

第七十七条 許可、免許又は資格

第七十八条 相互承認

第七十九条 透明性

第八十条 独占的又は排他的なサービス提供者

第八十一条 支払及び資金の移転

第八十二条 国際収支の擁護のための制限

第八十三条 一般的例外

第八十四条 安全保障のための例外

第八十五条 利益の否認

第八十六条 サービスの貿易に関する小委員会

第八章 投資

第八十七条 適用範囲

第八十八条 定義

第八十九条 内国民待遇

第九十条 最恵国待遇

第九十一条 一般的待遇

- 第九十二条 裁判所の裁判を受ける権利
- 第九十三条 特定措置の履行要求の禁止
- 第九十四条 留保及び例外
- 第九十五条 収用及び補償
- 第九十六条 争乱からの保護
- 第九十七条 資金の移転
- 第九十八条 代位
- 第九十九条 一般的例外及び安全保障のための例外
- 第一百条 一時的なセーフガード措置
- 第一百一条 信用秩序の維持のための措置
- 第一百二条 環境に関する措置
- 第一百三条 投資及び労働
- 第一百四条 収用を構成する租税に係る課税措置

第百五条 利益の否認

第百六条 投資に関する小委員会

第百七条 追加的な交渉

第九章 自然人の移動

第百八条 適用範囲

第百九条 定義

第百十条 特定の約束

第百十一条 自然人の移動に関する要件及び手続

第百十二条 相互承認

第百十三条 自然人の移動に関する小委員会

第百十四条 一般的例外

第百十五条 安全保障のための例外

第百十六条 見直し

第十章 知的財産

第一百七十七条 一般規定

第一百七十八条 定義

第一百七十九条 協力

第一百二十条 手続事項の簡素化及び調和

第一百二十一条 透明性

第一百二十二条 知的財産の保護についての啓発の促進

第一百二十三条 特許

第一百二十四条 意匠

第一百二十五条 商品及びサービスに係る商標

第一百二十六条 著作権及び関連する権利

第一百二十七条 植物の新品種

第一百二十八条 不正競争

第二百二十九条 権利行使

第三百十条 知的財産に関する小委員会

第十一章 政府調達

第三百十一条 調達に関する原則

第三百十二条 無差別待遇に関する交渉

第三百十三条 政府調達に関する小委員会

第三百十四条 追加的な交渉

第十二章 競争

第三百十五条 反競争的行為に対する取組による競争の促進

第三百十六条 反競争的行為に対する取組による競争の促進に関する協力

第三百十七条 第十五章の規定の不適用

第十三章 ビジネス環境の整備

第三百十八条 原則及び協力

第三百三十九条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

第四百十条 ビジネス環境の整備に関する協議グループ

第四百十一条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所

第四百十二条 外交上の経路を通じた問題の解決

第四百十三条 第十五章の規定の不適用

第十四章 協力

第四百十四条 基本原則

第四百十五条 範囲及び形態

第四百十六条 実施

第四百十七条 協力に関する小委員会

第四百十八条 次章の規定の不適用

第十五章 紛争の回避及び解決

第四百十九条 適用範囲

第五十条 紛争の回避及び解決のための一般協議

第五十一条 あつせん、調停又は仲介

第五十二条 紛争解決のための特別協議

第五十三条 仲裁裁判所の設置

第五十四条 仲裁裁判所の任務

第五十五条 仲裁裁判手続

第五十六条 仲裁裁判手続の停止及び終了

第五十七条 裁定の実施

第五十八条 費用

第五十九条 手続規則

第十六章 最終規定

第六十条 目次及び見出し

第六十一条 一般的な見直し

第百六十二条 附属書及び注釈

第百六十三条 改正

第百六十四条 効力発生

第百六十五条 終了

附属書一（第二章関係） 第十八条に関する表

附属書二（第三章関係） 品目別規則

附属書三（第三章関係） 原産地証明書の必要的記載事項

附属書四（第六章関係） 第六十一条に関する分野別附属書

附属書五（第七章関係） 金融サービス

附属書六（第七章関係） 特定の約束に係る表及び最恵国待遇の免除に係る表

附属書七（第八章関係） 現行及び将来の措置に関する留保

附属書八（第九章関係） 自然人の移動に関する特定の約束

前文

日本国及びフィリピン共和国（以下「フィリピン」という。）は、

様々な問題に関して共通の認識が得られていることを始め、多年にわたる実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた両締約国間の良好な関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを認識し、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる活発な、かつ、急速に変化する国際環境が、新たな多数の経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

革新及び競争を奨励し、並びに資本及び人的資源に対する両締約国の魅力を高めることにより、このような新たな課題及び機会に対処する能力を向上させることが可能であることを認め、

両締約国間の経済上の連携が、一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の経済効率及び消費者の福祉を向上させることにより、両締約国の市場の魅力及び活力を高めるとともに、両締約国間のみならずアジア地域における貿易及び投資の拡大をもたらすことを認識し、

両締約国間の経済上の連携が、新たな市場の発展によってもたらされる新たな課題に対処し、及び両締約国の市場基盤を整備するための規制分野における両締約国間の協力の推進に向けた有益な枠組みを提供する

ことを再確認し、

両締約国政府がそれぞれ自国の法令に従い措置を実施することの重要性を認識し、

両締約国が締結している他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務、特に千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に基づく両締約国の権利及び義務に留意し、

同協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

世界貿易機関によって具体化される多角的貿易体制の重要性を再確認し、

世界貿易機関の規則に適合する地域的な及び二国間の貿易に関する協定が世界的な及び地域内の貿易及び投資の自由化並びに規則の策定を加速する上で触媒としての役割を果たし得ることを認識し、

両締約国間の経済的な関係の強化が日本国と東南アジアとの関係の強化につながるであろうことを理解し、

両締約国間の経済的な関係がアジア太平洋における貿易及び投資の自由化の触媒となり得ることを特に認

め、

二千三年十月八日にインドネシアのバリで署名された日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的な経済上の連携の枠組みに留意し、

両締約国間の一層強固な経済上の相互関係が、日本国及びフィリピンの企業のみならずアジアの他の国の企業に対しても、一層大きな機会、規模の経済の拡大及び経済活動にとっての一層予見可能な環境を提供するであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、
次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。
- (b) 製品又は工程の適合性評価手続の結果の相互承認を円滑化すること。

- (c) 両締約国における投資の機会を増大させ、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。
- (d) 両締約国間の貿易及び投資を促進するため、知的財産の保護を促進し、及びその分野における協力を強化すること。

(e) 両締約国における政府調達 の 透明性を促進すること。

(f) 反競争的行為に対する取組によつて競争を促進し、及び競争の分野において協力すること。

(g) 両締約国間の更なる協力及びビジネス環境の更なる整備のための枠組みを設定すること。

(h) この協定の対象となる事項に関する法令の実施における透明性を促進すること。

(i) この協定の実施及び運用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「区域」とは、

日本国については、日本国の領域並びに日本国が国内法令及び国際法に基づき主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

フィリピンについては、フィリピンの憲法第一条に規定する国家の領域をいい、「国家の領域」には、フィリピンが国内法令及び国際法に基づき主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚を含む。

注釈 この(a)の規定は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(b) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(c) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(d) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(e) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用

され、及び実施されるものをいう。

(f) 「法人」とは、営利目的であるか否か、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(g) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(h) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(i) 「世界貿易機関設立協定」とは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第三条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であつて、この協定の対象となる事項に関するものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものにする。

2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有す

る権限のある当局（以下この章において「権限のある当局」という。）の名称及び所在地を公に利用可能なものにする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、可能な限り英語で、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

第四条 法令の見直し

各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令につき、その制定の契機となった事情若しくは目的が存在しなくなった場合又はそのような事情若しくは目的について一層貿易制限的でない態様で対応することができるときには、その法令を改正し、又は廃止する可能性を検討する。

第五条 公衆による意見提出の手續

各締約国政府は、緊急の場合又は純粹に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第六条 行政上の措置に関連する手続

- 1 締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす措置をとる場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。
 - (a) 3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請に関する決定を合理的な期間内に申請者に通知すること。
 - (b) 申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。
- 2 権限のある当局は、自国の法令に従って、提出された申請に対してとる措置の基準を定めるものとし、また、次の事項を行う。
 - (a) そのような基準をできる限り具体的なものとする。
 - (b) そのような基準を、それが自国にとって行政上特別の支障を来すことがない限り、公に利用可能なものとする。
- 3 権限のある当局は、自国の法令に従って、次の事項を行う。
 - (a) 自己による申請の受理と提出された申請に対してとる措置との間の標準的な期間を定めるよう努め

ること。

(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公にすること。

4 権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす措置であつて、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限するものをとる場合において、時間的にかつ当該措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従つて、最終的な決定を行う前に、当該措置の対象となる者に対し次の通知及び機会を与える。

(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第七条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定が対象とする事項に関する関係当局による行為について、公平な、かつ、独立した審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、国内法令に従い司法上の救済手段を利用可能とすることを確保する。

2 各締約国は、1に規定する司法上の救済手段の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 司法上の救済手段の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、国内法令によって定められる上訴又は更なる審査の手續に従うことを条件として、1に規定する行為に関し、2(b)の決定が権限のある当局によって実施されることを確保する。

第八条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、国内法令に従い、この協定が対象とする事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための措置がとられ、及び努力が払われることを確保する。

第九条 秘密の情報

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の法

人の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものと解してはならない。

- 2 一方の締約国は、国内法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

第十条 租税

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。
- 2 この協定のいかなる規定も、いずれかの租税協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税協定が優先する。

注釈 「租税協定」とは、二重課税の回避に関する協定をいう。

第十一条 他の協定との関係

- 1 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2 この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立協定が優先する。

3 この協定と日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

4 この協定と世界貿易機関設立協定及び日本国とフィリピン共和国との間の友好通商航海条約以外の協定であつて両締約国が締結しているものが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

5 この協定に規定する協定であつて両締約国が締結しているものが改正される場合には、条約法に関するウィーン条約を含む国際法の関連する諸原則が適用される。両締約国は、この5に規定する協定が改正される場合には、必要に応じて相互に協議することができる。

第十二条 実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第十三条 合同委員会

- 1 この協定に基づき、両締約国政府の代表者で構成する合同委員会を設置する。
- 2 合同委員会は、次の事項を任務とする。
 - (a) この協定の実施及び運用について見直しを行い、必要な場合には両締約国に対し適当な勧告を行うこと。
 - (b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。
 - (c) この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。
 - (d) 次のものを採択すること。
 - (i) 第二十五条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則及び第六十五条に規定する相互承認に関する運用上の手続規則
 - (ii) 第二百五十九条に規定する手続規則
 - (iii) 必要な決定
- (e) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3 合同委員会は、次の事項を行うことができる。

- (a) 小委員会を設置し、合同委員会の任務の遂行を委任すること。
- (b) その任務を遂行するため、両締約国が合意するその他の措置をとること。

4 この協定の効力発生の日に、次の小委員会を設置する。

- (a) 物品の貿易に関する小委員会
- (b) 原産地規則に関する小委員会
- (c) 税関手続に関する小委員会
- (d) 相互承認に関する小委員会
- (e) サービスの貿易に関する小委員会
- (f) 投資に関する小委員会
- (g) 自然人の移動に関する小委員会
- (h) 知的財産に関する小委員会
- (i) 政府調達に関する小委員会

(j) ビジネス環境の整備に関する小委員会

(k) 協力に関する小委員会

両締約国の合意により、その他の小委員会を設置することができる。

5 小委員会の詳細については、実施取極で定めることができる。

6 合同委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、毎年一回、日本国及びフィリピンにおいて交互に開催する。

第十四条 両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章 物品の貿易

第十五条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(b) 「国内産業」とは、締約国において活動する同種の若しくは直接に競合する製品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(c) 「緊急措置」とは、第二十二條1に規定する緊急措置をいう。

(d) 「原産品」とは、次章の規定に従つて原産品とされる産品をいう。

(e) 「その他の課徴金」とは、第十八條3においては、千九百九十四年のガット第二條1(b)に定めるその他のすべての種類の租税又は課徴金をいう。

(f) 「暫定的な緊急措置」とは、第二十二條4(a)に規定する暫定的な緊急措置をいう。

(g) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(h) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫つた重大な損害と認められるものをい
い、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十六條 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十七条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。

第十八条 関税の撤廃

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2 両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

3 一方の締約国は、他方の締約国の原産品（その関税が1の規定に従って撤廃又は引下げの対象となつてゐるものに限る。）の輸入について又はその輸入に関連して課されるその他の課徴金が存在する場合に、これらの課徴金を撤廃する。いずれの一方の締約国も、他方の締約国の原産品の輸入について又はその輸入に関連してその他の課徴金を新たに課してはならない。

4 この条のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の製品の輸入について、次のものを随時課することを妨げるものではない。

(a) 当該輸入産品と同種の国内産品に対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(b) 千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(c) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

第十九条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二十条 輸出税

一方の締約国は、自国から他方の締約国に輸出される産品について課される税を撤廃するため、最善の努力を払う。

第二十一条 非関税措置

一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。

第二十二条 緊急措置

1 一方の締約国は、第十八条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつているときは、この条の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲におい

て、緊急措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止する。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 緊急措置をとる日における実行最惠国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最惠国税率

2 各締約国は、附属書一の表に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、緊急措置をとってはならない。

3 (a) 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一 A セーフガードに関する協定（以下この章において「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条 2 の規定に適合する自国の関係国内法令に規定する手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ緊急措置をとることができる。

(b) (a) に規定する調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

4 (a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1 (a) 又は (b) に規定する措置の形態をとる暫定的な緊急措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、暫定的な緊急措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により通報する。暫定的な緊急措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c) 暫定的な緊急措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、3 に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な緊急措置の期間は、5 (e) に規定する期間に算入される。

(d) 2 及び 5 (g) の規定は、暫定的な緊急措置について準用する。暫定的な緊急措置の結果として課された関税は、その後行われる 3 (a) に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあると決定されない場合には、払い戻される。

5 次の条件及び制限は、緊急措置について適用する。

(a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

- (i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する3(a)に規定する調査を開始する場合
 - (ii) 緊急措置をとり、又は延長する決定を行う場合
- (b) (a)に規定する書面による通報を行う締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次のものを含める。

(i) (a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(ii) (a)(ii)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とらうとする緊急措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該緊急措置の正確な説明並びに当該緊急措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c) 一方の締約国が秘密の情報を含む関連する情報を他方の締約国に提供する場合には、他方の締約国は、当該情報の秘密を含まない部分、要約又は版のみを公開することができる。

(d) 緊急措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、3(a)に規定する調査から得られる情報を検討し、当該緊急措置に関し意見を交換し、及び6に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。

(e) 緊急措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、緊急措置の適用期間を最長四年とすることができる。緊急措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該緊急措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該緊急措置を漸進的に緩和する。

(f) 緊急措置の対象とされた原産品の輸入については、当該緊急措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、緊急措置を再度とってはならない。

(g) 緊急措置の適用期間の終了後における関税率は、当該緊急措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

6 (a) 緊急措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、他方の締約国に対し、当該緊急措置の結果

生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b) 両締約国が5(d)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該緊急措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であつて、当該緊急措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の、かつ、当該緊急措置が維持されている期間に限り、これを行行使することができる。

(c) (b)に定める譲許の適用を停止する権利は、当該緊急措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該緊急措置がこの条の規定に適合する場合には、当該緊急措置がとられている最初の十二箇月間については、行使されてはならない。

7 4(b)及び5(a)に規定する書面による通報その他の両締約国間の連絡（文書の形式によるものを含む。）は、英語により行う。

8 各締約国は、緊急措置及び暫定的な緊急措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的

なものであることを確保する。

9 各締約国は、緊急措置及び暫定的な緊急措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を確保する。

10 1 (b)及び4 (a)の規定にかかわらず、各締約国は、緊急措置をとる決定又は暫定的な緊急措置をとる仮の決定を七年目の末日までに行う場合には、原産品の関税を当該緊急措置又は暫定的な緊急措置をとる日に於いて世界貿易機関の加盟国に無差別的に適用する税率の水準まで引き上げることができる。ただし、当該緊急措置又は暫定的な緊急措置は、遅くとも八年目の初日からは1 (b)に規定する条件を満たさなければならぬ。

注釈 この規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

11 各締約国は、次のいずれかの規定に従い原産品に対してセーフガード措置をとることができる。

(a) 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定。ただし、当該原産品が千九百九十四

年のガットに基づく自国の譲許の対象となっており、かつ、当該セーフガード措置により千九百九十四年のガットに基づく自国の義務を停止し、又は千九百九十四年のガットに基づく自国の譲許を撤回し、若しくは修正する場合に限る。

(b) 世界貿易機関設立協定附属書一 A 農業に関する協定（以下この章において「農業協定」という。）第五条の規定。ただし、当該原産品が千九百九十四年のガットに基づく自国の譲許の対象となっており、かつ、当該セーフガード措置により農業協定第五条の規定に従って追加の関税を課する場合に限る。

12 両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

第二十三条 一般的例外及び安全保障のための例外

この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定を準用する。

第二十四条 国際収支の擁護のための制限

1 この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び第十八条 B 並びに世界貿易機

関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2 この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二十五条 物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、第二十八条に規定する権限のある政府当局及びその他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章及び次章の規定に基づく任務を遂行する。

第二十六条 物品の貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

- (b) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (c) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 (a) 小委員会は、鉄鋼及び鉄鋼製品に関する特別小委員会及び自動車及びその部品に関する特別小委員会を設置する。小委員会は、必要な場合には、その他の特別小委員会を設置することができる。
- (b) 特別小委員会は、次の事項を任務とする。
 - (i) 関連する産品及びその分野に関する事項（当該産品の取引に関する事項を含む。）について分析すること。
 - (ii) 合同委員会に対し、小委員会を通じて特別小委員会の所見を報告すること。
 - (iii) 鉄鋼及び鉄鋼製品に関する特別小委員会につき、鉄鋼及び鉄鋼製品の関税の撤廃についての約束を実施することに関連する事項を見直し、及びその討議を行うこと。
 - (iv) 自動車及びその部品に関する特別小委員会につき、自動車及びその部品の関税の撤廃についての約束を実施することに関連する事項を見直し、及びその討議を行うこと。
- 4 小委員会及び特別小委員会は、両締約国政府の代表者で構成する。小委員会及び特別小委員会は、両締

約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される事項に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第二十七条 輸出についての協力

両締約国は、輸出締約国から輸入締約国に輸出される中古の四輪自動車であつて両締約国が合意するものにつき、当該輸入締約国の安全及び環境に関する基準（例えば、路上での使用のための適格性及び排出ガスに関する基準）との適合性に係る適当な仕組みを利用することについて相互に協力する。

第三章 原産地規則

第二十八条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書が発給について又はその発給を行う団体の指定について責任を負う当局をいう。日本国については経済産業省をいい、フィリピンについては関税局をいう。

(b) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責

任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、フィリピンについては関税局をいう。

(c) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であつて、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(d) 「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船及び船舶をいう。

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 当該締約国の国民又は法人（当該締約国に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は法人が六十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が六十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。

(v) 乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。

(e) 「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引に

において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(f) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもつて足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(g) 「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する者をいう。

(h) 「間接材料」とは、産品の生産、試験若しくは検査に使用される物（当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される物をいい、次のものを含む。

- (i) 燃料及びエネルギー
- (ii) 工具、ダイス及び鋳型

- (iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品
- (iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品
- (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
- (vi) 産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (vii) 触媒及び溶剤
- (iii) 産品に組み込まれていないその他の物であつて、当該産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの
- (i) 「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。
- (j) 「締約国の原産材料」とは、締約国において他の産品の生産に使用される当該締約国の原産品（第三十条一の規定に従つて当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）をいう。
- (k) 「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であつて、第三十八条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(1) 「関税上の特惠待遇」とは、第十八条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(m) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第二十九条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、2に定めるもの

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

2 1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a) 生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

- (c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
- (d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
- (e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f) 当該締約国の船舶により、いずれの締約国の領海にも属しない海から得られる水産物その他の産品

(g) 当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品

(h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、国内法令及び国際法に基づき、当該海底又はその下について権利を有することを条件とする。

注釈 この(h)の規定は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

- (i) 当該締約国において収集される産品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
- (j) 当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料

料の回収のみに適するもの

(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料

(1) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

3 1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

4 (a) 1(c)の規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って計算される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

(b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの際の価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「VNM」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。

5 (a) 産品の本船渡しの際の価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4 (b)に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b) 産品の本船渡しの際の価額が存在しない場合には、4 (b)に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

6 4 (b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 関税評価協定に従って決定される価額であつて、当該産品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該

非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの

(b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

7 産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該産品のVNMには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

8 5(b)又は6(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。

第三十条 累積

1 産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

2 産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が前条1(c)の規定に従って当該締約国の原産品となることを条件とする。

第三十一条 僅少の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かを考慮しない。

第三十二条 原産資格を与えることとならない作業

産品については、次の作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

- (a) 輸送又は保存の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a)から(f)までの作業の組合せ

第三十三条 積送基準

1 他方の締約国の原産品であつて、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品と

する。

(a) 当該他方の締約国から直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

2 他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該他方の締約国の原産品とはみなさない。

第三十四条 組み立ててないか又は分解してある産品

1 第二十九条から第三十二条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品については、分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

2 締約国において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であつて、その材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品として当該締約国

に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解してある製品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されていたならば、当該産品が第二十九条から第三十二条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第三十五条 代替性のある産品及び材料

1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、第二十五条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則に定める在庫管理方式に従って決定することができる。

2 代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、第二十五条に規定する物品の貿易

及び原産地規則に関する運用上の手続規則に定める在庫管理方式に従って決定することができる。

- 3 1及び2に定めるいずれかの在庫管理方式を選択した場合には、その選択が行われた会計年度又は会計期間を通じて選択した在庫管理方式を用いる。

第三十六条 間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十七条 附属品、予備部品及び工具

- 1 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

- (a) 当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

- (b) 当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に依りて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十八条 小売用の包装材料及び包装容器

1 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であつて、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従つて当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、考慮しない。

2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に依りて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十九条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、次のとおりとする。

- (a) 製品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。
- (b) 製品の原産資格割合を算定するに当たり、生産される場所のいかんを問わず、当該製品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第四十条 関税上の特惠待遇の要求

1 輸入締約国は、関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書提出を要求する。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。

- (a) その課税価額の総額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入
 - (b) 当該輸入締約国が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入
- 3 輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産

品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a) 通し船荷証券の写し

(b) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であつて、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第四十一条 原産地証明書

1 前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられた代理人によつて行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附属書三に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

3 輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合

には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。

4 両締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第二十五条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則において英語による原産地証明書の様式を定める。

5 原産地証明書は、英語で記入する。

6 発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日の後六箇月間又は当該輸入締約国の法令に基づくこれよりも長い期間有効なものとする。

7 輸出者が製品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a) 当該輸出者が権限のある政府当局又は指定団体に提出する申告書であつて、当該製品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b) 当該輸出者の要請により、当該製品の生産者が権限のある政府当局又は指定団体に直接かつ任意に提

出する申告書

- 8 原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて
- 7 (b)に規定するものが、権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。
- 9 輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又は指定団体が使用する署名の見本及び印章の凶案を輸入締約国に提供する。
- 10 各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第四十二条 輸出に関する義務

- 1 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて前条7 (b)に規定するものが、産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを自国の法令に従つて確保する。

2 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて前条7(b)に規定するものが、当該原産地証明書の発給の日の後五年間、産品が輸出締約国の原産品であることに關する記録を保管することを奨励する。

第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請

1 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後三箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後二箇月を超えない期間内に提供する。

3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であつて第四十一条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するように要請することができる。

第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1 輸入締約国の税関当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、輸出締約国に対し次のことを要請することができる。

(a) 輸出締約国の権限のある政府当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であつて第四十一条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うこと。

(b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であつて、権限のある政府当局又は指定団体が所持するものを提供すること。

2 (a) 輸入締約国の税関当局は、例外的であると認める場合には、前条に規定する原産地証明書に基づく確

認の要請の前又はその間に、輸出締約国に対し1に規定する要請を行うことができる。

(b) (a)に規定する要請を行う場合には、前条の規定は、適用しない。

3 輸入締約国は、1又は2の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

4 3の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
- (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称
- (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
- (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の製品の明記を含む。）
- (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

5 輸出締約国は、1又は2の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、3の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

6 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1又は2の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第四十五条 原産品であるか否か及び関税上の特惠待遇の決定

1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。

3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第四十三条2又は前条6に規定する期間内に回答しない場合

(b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条3の規定による書面による要請に対し同条5に規定する期間内に回答しない場合

(c) 第四十三条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4 輸入締約国の税関当局は、場合に依りて第四十三条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、

当該輸入締約国の税関当局による決定を通報する。

第四十六条 秘密性

1 各締約国は、この章の規定に従って自国に提供された秘密の情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から自国の法令に従って保護する。

2 輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報は、

- (a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができる。
- (b) 当該情報が外交上の経路又は要請を受ける締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該輸入締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第四十七条 罰則、制裁又は他の措置

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸出締約国に所在する生産者であつて第四十一条7(b)に規定するものについて、自国の法令に従い、次の場合の適当な罰則、制裁又は他の措置を維持し、又は

定めることを確保する。

(a) 原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合

(b) 産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合

第四十八条 雑則

- 1 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡（文書の形式によるものを含む。）は、英語で行う。
- 2 附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

第四十九条 原産地規則に関する小委員会

- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

- 2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
- (i) この章の規定の実施及び運用
- (ii) いずれかの締約国が提案する附属書二及び附属書三の改正
- (iii) 第二十五条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則
- (b) この章の規定に関連する他の問題であつて両締約国が合意するものについて検討すること。
- (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第四章 税関手続

第五十条 適用範囲

- 1 この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。
- 2 この章の規定は、両締約国により、各締約国において効力を有する法令に従つて、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「税関当局」とは、第二十八条(b)に定義する税関当局をいう。

(b) 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であつて、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第五十二条 透明性

1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報をいかなる利害関係者についても容易に利用可能なものにすることを確保する。

2 各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、今後とも可能な限り、当該改正の効力発生の前に、修正された情報を公に利用可能なものにする。

3 各締約国は、利害関係者の要請に基づき、自国の関税法令に關し当該利害関係者が提起した個別的な事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えられるその他の適切な情報も併せて提供する。各締約国は、自国の利用可

能な資源の範囲内で、相互に理解可能な言語によりそれらの情報を提供するように努める。

第五十三条 通関

1 両締約国は、次に掲げる原則を遵守することにより、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のために協同の努力を払う。

- (a) 予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法で税関手続を適用すること。
 - (b) 適当な場合には、他の国内当局、第三国の税関当局及び貿易関係者と協力すること。
 - (c) 影響を受ける当事者に対し、行政上及び司法上の審査を容易に行い得る手続を提供すること。
- 2 各締約国は、1に規定する目的を達成するため、次の事項を行う。
- (a) 情報通信技術を利用すること。
 - (b) 輸入及び輸出に関する書類に係る要件を削減し、及び簡易化すること。
 - (c) 世界税関機構の主権の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。

第五十四条 通過物品

各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

第五十五条 協力及び情報の交換

1 両締約国は、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において相互に協力し、及び情報を交換する。

2 両締約国は、1の規定を効果的に実施するため、実施取極で定めるところにより協力し、及び情報を交換する。

3 第九条の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第五十六条 税関手続に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

- (b) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
 - (c) 両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。
 - (d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会の組織については、実施取極で定める。
 - 4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第五章 貿易取引文書の電子化

第五十七条 貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力

両締約国は、貿易取引情報及び船荷証券、仕入書、信用状、保険証明書その他の文書上の内容であつて電子的方式により入力したものを書面によらず電子的に保管し、及び移転すること（以下この章において「貿易取引文書の電子化」という。）が、費用及び時間の削減を通じて貿易の効率を著しく高めることを認識して、両締約国間の貿易取引文書の電子化の実現及び促進に関し意見及び情報の交換によって協力する。

第五十八条 貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力

両締約国は、貿易取引文書の電子化に関する活動に従事する両締約国の関連する民間の団体間の協力を奨

励する。このような協力には、両締約国の法人間の電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容であつて電子的方式により入力したものを効率的かつ安全に提供するための設備（以下この章において「設備」といふ。）を当該民間の団体が設置し、及び運用することを含めることができる。

第五十九条 貿易取引文書の電子化の実現に関する検討

両締約国は、設備を通じて両締約国の企業間で交換される電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容であつて電子的方式により入力したものが各締約国の貿易規制当局により補助的なものとして使用されることを可能とする貿易取引文書の電子化の実現に向けた進捗状況^{ちんぱく}について、両締約国が合意する頻度で検討を行う。

第六章 相互承認

第六十条 一般的義務

1 一方の締約国は、この章の規定に従い、適合性評価手続について定める自国の制度に他方の締約国の適合性評価機関が参加することを認め、並びに関連の分野別附属書に特定する自国の関係法令及び運用規則によつて要求される適合性評価手続であつて、自国の登録当局による登録を受けた他方の締約国の適合性

評価機関が実施するものの結果（適合性の証明書を含む。）を受け入れる。

2 適合性の表示を使用するため1に規定する適合性の証明書に加えて締約国によって許可書が必要とされる場合には、そのような許可書については、その申請が提出されたときは、1に規定する義務を回避するための手段として用いられないよう即時にかつ無条件で発給する。

第六十一条 適用範囲

1 この章の規定は、適合性評価機関の登録及び製品又は工程の適合性評価手続であつて、分野別附属書に規定するものについて適用する。分野別附属書は、附属書四に掲げるものとし、第一部及び第二部から成る。

2 分野別附属書第一部は、特に、適用範囲を定める規定を含む。

3 分野別附属書第二部は、次の事項を定める。

(a) この章の規定が適用される製品を定める各締約国の関係法令及び運用規則

(b) 技術上の要件及び当該要件を満たすための適合性評価手続であつて、この章の規定が適用されるものを定める各締約国の関係法令及び運用規則

- (c) 適合性評価機関の登録基準を定める各締約国の関係法令及び運用規則
- (d) 登録当局の表

第六十二条 定義

1 この章の規定の適用上、

- (a) 「適合性の証明書」とは、登録又は認定を受けた適合性評価機関が適合性評価手続の結果として発給する文書であつて、製品又は工程が関連の分野別附属書に特定する締約国の関係法令及び運用規則に定める関連の技術上の要件を満たすことを記載したものをいう。

- (b) 「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施する機関をいう。

- (c) 「他方の締約国の適合性評価機関」とは、他方の締約国内に所在する適合性評価機関をいう。

- (d) 「適合性評価手続」とは、製品又は工程が関連の分野別附属書に特定する締約国の関係法令及び運用規則に定める関連の技術上の要件を満たすか否かにつき、直接又は間接に決定するための手続をいう。

- (e) 「登録基準」とは、一方の締約国の登録当局による登録又は認定を受けるために他方の締約国の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び当該一方の締約国の登録当局による登録又は認定を受け

た適合性評価機関が当該登録又は認定の後に継続して満たすことを要求されるその他の関連する条件であつて、関連の分野別附属書に特定する当該一方の締約国の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(f) 「他方の締約国の事業体」とは、他方の締約国内に所在する事業体をいう。

(g) 「登録当局」とは、一方の締約国の当局であつて、関連の分野別附属書に特定する自国の関係法令及び運用規則に従い、他方の締約国の適合性評価機関の登録又は認定及び当該登録又は認定の取消しを行う権限を与えられたものをいう。

(h) 「登録」とは、一方の締約国の登録当局が関連の分野別附属書に特定する自国の関係法令及び運用規則に従つて行う他方の締約国の適合性評価機関の登録又は認定をいう。

2 この条に別段の定義がある場合を除くほか、この章におけるいずれの用語も、国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二卷（ISO・IECガイド2）の千九百九十六年版（「標準化及び関連する活動に関する一般的用語」）において与えられている意味を有する。

第六十三条 適合性評価機関の登録及び登録の取消し

1 (a) 一方の締約国の登録当局は、登録を申請する他方の締約国の適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する自国の関係法令及び運用規則に定める登録基準を満たす場合には、関連の分野別附属書に特定する自国の関係法令及び運用規則に従って、当該他方の締約国の適合性評価機関を登録する。

(b) 一方の締約国の登録当局は、他方の締約国の適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する自国の関係法令及び運用規則に定める登録基準を満たさなくなった場合には、当該他方の締約国の適合性評価機関の登録を取り消すことができる。

2 (a) 一方の締約国の登録当局は、他方の締約国の適合性評価機関が登録基準を満たしていることを確認するため、次のことを行うことができる。

(i) 当該他方の締約国の適合性評価機関に対し、書面による質問書により又は(ii)に規定する訪問の際に、照会すること。

(ii) 当該他方の締約国の適合性評価機関の施設への訪問につき、当該他方の締約国が反対せず、かつ、当該適合性評価機関が同意を与えること及び当該他方の締約国の求めがあるときは当該他方の締約国の登録当局の職員が同行することを条件として、これを実施すること。

(iii) 登録を申請する他方の締約国の適合性評価機関が、適合性評価手続の一部として適合性評価の活動をその活動の対象となる当該他方の締約国の事業体の施設で行う場合には、当該他方の締約国が反対せず、かつ、当該事業体及び当該適合性評価機関が同意を与えること並びに当該他方の締約国の求めがあるときは当該他方の締約国の登録当局の職員が同行することを条件として、当該一方の締約国の登録当局の職員をオブザーバーとして当該他方の締約国の適合性評価機関に同行させること。

注釈 当該一方の締約国の登録当局に対し、訪問又は同行の要請が受領された後十日間又は当該一方の締約国の登録当局が定める期間のいずれか長い方の期間内に反対が通報されない場合には、反対がなかったものとみなす。

(b) 一方の締約国の登録当局は、(a)(i)に規定する質問書を送付するときは、直ちに他方の締約国に通報する。

(c) (a)(ii)又は(iii)に規定する訪問又は同行は、その訪問又は同行が行われる締約国の法令に反しない方法で行われる。

(d) 締約国は、自国の登録当局が照会、訪問又はオブザーバーとしての同行を通じて入手した情報について

ては、(a)に規定する目的のためにのみ使用する。

- 3 一方の締約国の登録当局は、2(a)(i)に規定する照会について正当な理由なく回答が行われず、若しくは虚偽の回答が行われた場合、他方の締約国が2(a)(ii)に規定する訪問に反対し、若しくは当該他方の締約国の適合性評価機関が2(a)(ii)に規定する同意を与えない場合又は2(a)(ii)に規定する訪問が拒否され、妨げられ、若しくは忌避された場合には、当該他方の締約国の適合性評価機関の登録を取り消すことができる。

第六十四条 相互承認に関する小委員会

- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、相互承認に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

- 2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 規格及び適合性評価手続に関する情報を交換すること。
- (b) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (c) 追加的な製品又は工程について相互承認のための交渉を行う可能性を検討すること。
- (d) この章の規定に関連する問題（この章の規定の効果的な実施及び運用のために規格及び適合性評価手

続に関する両締約国間の協力を促進する方法を含む。）について討議すること。

(e) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第六十五条 相互承認に関する運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に相互承認に関する運用上の手続規則を採択する。登録当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第六十六条 一般的例外

この章のいかなる規定も、締約国が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

第六十七条 雑則

1 この章のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関若しくは適合性評価手続の対象となる事業体又はそれらの代表、被用者その他の人員に対して強制的な措置をとることを承認するものと解してはならない。一方の締約国は、この章の規定に関連して、他方の締約国の適合性評価機関若しく

は適合性評価手続の対象となる事業者又はそれらの代表、被用者その他の人員に対し刑事上、民事上又は行政上の罰則を科してはならないことが確認される。

2 この章のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の規格を受け入れる義務を課するものと解してはならない。

3 この章のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定の当事国として各締約国が有する権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第六十八条 秘密性

1 各締約国は、この章の規定に従って自国に提供された秘密の情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2 この章の規定に従って入手された情報は、外交上の経路又は要請を受ける締約国の関係法令に従って定められたその他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該情報を入手した締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第六十九条 分野別附属書

一方の締約国が、新たな又は追加的な適合性評価手続であつて、同一の対象製品に関係し、かつ、関連の分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める技術上の要件を満たすためのものを導入する場合には、第六十三条2に定める手続により、当該新たな又は追加的な適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則を特定するために関連の分野別附属書第二部を改正する。

第七章 サービスの貿易

第七十条 適用範囲

1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i) 航空機の修理及び保守のサービス

(ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii) コンピュータ予約システムのサービス

(b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(c) 締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(d) 出入国管理に関する法令に基づく措置

(e) 締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

3 第七十二条、第七十三条及び第七十六条の規定は、政府調達に関する締約国の措置については、適用しない。

4 附属書五は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置に関し、この章の補足規定を定める。

第七十一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する

法人

(aa) 他方の締約国の自然人

(b) (i)に規定する他方の締約国の法人

(e) (i) 法人がいずれかの者によつて「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii) 法人がいずれかの者によつて「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によつて支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によつて支配される場合をいう。

(f) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i) 中央又は地方の政府がとる措置

(ii) 非政府機関が中央又は地方の政府によつて委任された権限を行使するに当たつてとる措置

(g) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含める。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス

セス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(h) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(i) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。

(j) サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i) 特定の約束については、附属書六第一部の締約国の特定の約束に係る表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii) 当該サービス分野の全体（当該サービス分野のすべての小分野を含む。）

(k) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）

を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含めない。

(l) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(m) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービス

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(n) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。

(o) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(p) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。

注釈 法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される区域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(q) 「他方の締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供する他方の締約国の自然人又は法人をいう。

(r) 「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。

(s) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含める。

(t) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行

われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(u) 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第七十二条 市場アクセス

1 一方の締約国は、前条(t)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六第一部の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 締約国は、前条(t)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(t)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書六第一部の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全区域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

- (a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件又は独占的若しくは排他的なサービス提供者の許可若しくは設立のいずれによるものであるかを問わない。）
- (b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
- (c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量

割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

注釈 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含めない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限(数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

(e) サービスが合弁企業その他の法定の事業体を通じサービス提供者によつて提供される場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限(外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの)

第七十三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、附属書六第一部の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサー

ビス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認めらる。

第七十四条 追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書六第一部の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第七十五条 特定の約束に係る表

- 1 各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。
- 2 附属書六第一部の特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。
 - (a) 市場アクセスの条件及び制限
 - (b) 内国民待遇についての条件及び制限
 - (c) 追加的な約束
 - (d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間
- 3 1に規定する特定の約束を行い、かつ、「SS」と記載した分野又は小分野に関し、2(a)及び(b)に規定する条件及び制限は、第七十二条及び第七十三条の規定に適合しない現行の措置に限る。
- 4 第七十二条及び第七十三条のいずれの規定にも適合しない措置は、第七十二条に関する欄に記載する。

その記載は、第七十三条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

5 特定の約束に係る表は、附属書六第一部に掲げる。

第七十六条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、締約国が附属書六第二部の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する措置については、適用しない。

第七十七条 許可、免許又は資格

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する許可、免許又は資格に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

- (a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。
- (b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c) サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

第七十八条 相互承認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3 一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、

(a) 第七十六条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b) 当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第七十九条 透明性

1 第三条2に規定する権限のある当局は、他方の締約国のサービス提供者の要請があつた場合には、照会所を通じて、同条1に規定する事項（免許及び資格の要件及び手続を含む。）に関して、速やかに、当該他方の締約国のサービス提供者の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国のサービス提供者に情報を提供する。当該照会所については、この協定の効力発生の日に、外交上の公文により他方の締約国に通報する。

2 各締約国は、中央政府及び日本国については都道府県、フィリピンについては州政府が維持する第七十条又は第七十三条の規定に適合しないすべての現行の措置であつて、この章の規定の対象とされているもの（これらの措置が附属書六第一部に記載する自国の特定の約束に含まれているか否かを問わない。）を記載した表を作成し、他方の締約国に送付し、及び公表する。当該表は、次の要素を含むものとし、毎

年見直しを行い、必要に応じて改訂する。

- (a) 分野及び小分野又は事項
- (b) 適合しない規定（市場アクセス又は内国民待遇に係るもの）の種類
- (c) 当該措置の法的根拠その他の根拠
- (d) 当該措置の簡潔な説明

注釈 この2の規定に基づく表は、透明性のためにのみ作成されるものであり、この章の規定に基づく

締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第八十条 独占的又は排他的なサービス提供者

1 各締約国は、その区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり自国の特定の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動することにより自己

の独占的地位を濫用しないことを確保する。

- 3 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第八十一条 支払及び資金の移転

- 1 締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する經常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

- 2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。もつとも、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく自国の約束であつて資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第八十二条 国際収支の擁護のための制限

- 1 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国

は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2 1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4 1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約

国に対して速やかに通報する。

第八十三条 一般的例外

この章のいかなる規定も、各締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は両締約国間のサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

- (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の

保護

(iii) 安全

第八十四条 安全保障のための例外

1 この章のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策若しくは国際協定の実施に関する措置又は核分裂性物質若しくは核融合性物質若しくはこれらの生産原料である物質に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係における緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げ

ること。

2 一方の締約国は、他方の締約国が1(b)及び(c)の規定に基づいてとる措置並びにその終了について最大限に可能な範囲で通報を受ける。

第八十五条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によつて所有され、又は支配される法人により提供されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるもの
当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によつて所有され、又は支配される法人であつて、当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていない

いものにより提供されていることを証明する場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。この2の規定は、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供する海上運送サービスについては、適用しない。

第八十六条 サービスの貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 互恵的な基礎の上に一層の自由化を達成し、かつ、権利及び義務の全体的な均衡を確保するため、この章の規定に基づくサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束（第七十五条3の規定によって「SS」と記載した約束の範囲を含む。）の見直しを行うこと。

(b) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c) 国内の法令に関する情報を交換すること。

(d) この章の規定に関連する問題（第七十九条に規定する表を作成し、他方の締約国に送付し、及び公表

する期限に関するものを含む。) について討議すること。

(e) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第八章 投資

第八十七条 適用範囲

1 この章の規定は、次のものに関する措置であつて、一方の締約国が採用し、又は維持するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

2 この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

3 この章のいかなる規定も、前章の規定に基づきいずれかの締約国によって行われた特定の約束の範囲を拡大するものと解してはならない。

4 投資財産の設立、取得又は拡張に関し、第八十九条、第九十条及び第九十三条の規定は、フィリピンが採用し、又は維持する措置であつて、サービス分野における日本国の投資家及びその投資財産に関するものについては、適用しない。

第八十八条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「金融サービス」とは、サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。

(b) 「投資財産」とは、締約国の投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産をいい、当該投資財産には、次のものを含む。

- (i) 法人
- (ii) 株式、出資その他の形態の法人の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権（その貸付債権から派生する権利を含む。）
- (iv) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含

む。

(v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi) 知的財産権（著作権、特許権並びに商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(viii) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

投資財産には、利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益を含む。投資財産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(c) 「締約国の投資家」とは、(i) 一方の締約国の国民である自然人（他方の締約国の国民であるものを除く。）又は(ii) 一方の締約国の法人であって、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行つたものをいう。ただし、第三国の法人の支店であって締約国の区域内に所在するのは、当該締約国の投資家とはみなさない。

(d) 法人がいずれかの者によって「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii) 法人がいずれかの者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員数の過半数を指名し、又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

(e) 「締約国の法人」とは、法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法人であつて、当該締約国の区域内においてその管理部門が所在し、又は実質的な事業活動を行っているものをいう。

(f) 「資金の移転」とは、資金の移転及び国際支払をいう。

第八十九条 内国民待遇

一方の締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分（以下この章において「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九十条 最恵国待遇

一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において

第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九十一条 一般的待遇

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈 この条の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定が行われること自体は、この条の規定に対する違反があつたことを証明するものではない。

第九十二条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況にお

いて自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九十三条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの締約国も、自国の区域内において、他方の締約国の投資家が投資活動を行うための条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資活動に係る投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。
- (e) 当該投資活動に係る投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。
- (f) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

- (g) 一定の水準の自国民を雇用すること。
 - (h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転すること。ただし、次の場合を除く。
 - (i) 司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、競争法の違反に係る救済措置としてそのような移転の要求を行い、又は強制する場合
 - (ii) 世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する場合
 - (i) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
 - (j) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
 - (k) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、自国の区域外の特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。
- 2 いずれの締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資活動に関し、利益の付与又はその継続の条件として1(g)から(k)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により

妨げられるものではない。

第九十四条 留保及び例外

1 第八十九条、第九十条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 締約国の中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書七第一部の自国の表に記載されるもの

(b) これらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの

(i) 日本国における都道府県又はフィリピンにおける州によりこの協定の効力発生の日の後一年間維持され、その後2の規定に従つて締約国により附属書七第一部の自国の表に記載される措置

(ii) (i)に規定する都道府県又は州以外の地方政府により維持される措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正（当該改正の直前における当該措置と第八十九条、第九十条及び前条の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2 各締約国は、第八十九条、第九十条及び前条の規定に適合しない措置であつて、1(b)(i)に規定する都道

府県又は州により維持されるものを、この協定の効力発生の日の後一年以内に附属書七第一部の自国の表に記載し、及び他方の締約国に対しそのような措置を外交上の公文により通報する。

3 第八十九条、第九十条及び前条の規定は、附属書七第二部の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して各締約国が当該表に定める条件に従って採用し、又は維持する措置については、適用しない。

4 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書七第二部の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求することができない。

5 一方の締約国が、1(d)に規定する改正を行う場合又はこの協定の効力発生の日の後に附属書七第二部の自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、当該改正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に又は例外的状況においてはその後できる限り速やかに、次のことを行う。

(a) 次の事項を他方の締約国に対し通報すること。

(i) 分野及び小分野又は活動

(ii) 留保の種類

(iii) 政府の段階

(iv) 措置

(v) 概要

(b) 他方の締約国による要請に応じ、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

6 各締約国は、適当な場合には、附属書七第一部及び第二部の自国の表にそれぞれ記載される留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

7 第八十九条、第九十条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

8 第八十九条及び第九十条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱い（貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの）の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

9 この条のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく両締約国の義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第九十五条 収用及び補償

1 いずれの締約国も、(a)公共のためであり、(b)差別的なものでなく、(c)正当な法の手続に従って行われるものであり、かつ、(d)迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産について、収用若しくは国有化又は収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。

2 補償は、収用が公表された時と収用が公表なしに行われた時とのいずれか早い方における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が公表前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用が行われた時から支払の時までの期間を考慮して妥当な利子を付する。当該補償については、実際に換価し、かつ、自由に移転することができるものとし、また、収用が行われた日の市場における為替相場により、関係の投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協

定に規定する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。

第九十六条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は革命、暴動、国内争乱その他これらに類する緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国がいかなる投資家に対して与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定に従って行われる支払については、実際に換価し、自由に交換し、及び自由に移転することができるものとする。

第九十七条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域

内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、次のものの移転を含む。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益
- (c) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (d) 返済金その他契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (e) 自国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬

(f) 前二条の規定に従つて行われる支払

2 いずれの締約国も、自国の区域に向けた及び自国の区域からの資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを妨げてはならない。

3 1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、自国の区域に向けた及び自国の区域からの資金の移転を遅らせ、又は妨げることができ

る。

- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
- (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 通貨その他の支払手段の移転に関する登録、報告及び事前の承認に係る義務
注釈 事前の承認に係る義務は、当初の償還期間が一年以内の短期の外国通貨による貸付けについてのみ適用する。

- (e) 裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保

第九十八条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産から生じ、又はこれに関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

- (a) 当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への

譲渡を承認すること。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認すること。

2 前三条の規定は、1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転について準用する。

第九十九条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この章のいかなる規定（第九十六条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がも

たらされる場合に限り、援用することができる。

(c) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i) 戦時、武力紛争その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(d) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

2 一方の締約国は、この章の規定（第九十六条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合には、当該措置の実施の前に又はその後できるだけ限り速やかに、他方の締約国に対し次の事項を通報する。

(a) 分野及び小分野又は活動

(b) 当該措置に係る義務又は規定

(c) 当該措置をとる法的根拠

(d) 当該措置の簡潔な説明

(e) 当該措置をとる目的

3 第八十九条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資財産の設立に関連して特別な手続（例えば、登録の要件に従うこと。）を定めることができず。ただし、当該手続は、この章の規定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第百条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第八十九条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第九十七条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができるとができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又はそのような困難が生ずるおそれのある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらす、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

- (a) 国際通貨基金協定の加盟国である限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

3 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第百一条 信用秩序の維持のための措置

各締約国は、この章の他の規定にかかわらず、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することができる。当該措置については、この章の規定に適合しない場合には、この章の規定に基づく当該締約国の約束及び義務を回避するための手段として用いてはならない。

第百二条 環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適

当でないことを認める。当該一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第三百三条 投資及び労働

1 両締約国は、国内の労働法令において与えられる保護を弱め、又は低下させることにより投資を奨励することが適当でないことを認める。このため、各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得、拡張又は維持を奨励する手段として、2に規定する国際的に認められた労働者の権利に対する支持を弱め、又は低下させる形態でそのような法令の免除その他の逸脱措置を行わないこと又は行う旨提案しないことを確保するよう努める。一方の締約国は、他方の締約国がそのような法令の免除その他の逸脱措置を提案したと認める場合には、当該他方の締約国に対して協議を要請することができるものとし、両締約国は、そのような逸脱措置を回避するために協議する。

2 この条の規定の適用上、「労働法令」とは、次の国際的に認められた労働者の権利に直接関係する各締約国の法令をいう。

(a) 結社の権利

(b) 団結権及び団体交渉権

(c) あらゆる形態の強制労働の使用の禁止

(d) 児童及び若年層の労働に関する保護（児童の雇用に関する最低年齢並びに最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を含む。）

(e) 最低賃金、労働時間並びに職業上の安全及び健康に関して受け入れ可能な労働条件

第百四条 収用を構成する租税に係る課税措置

1 第九十五条の規定は、租税に係る課税措置が同条1に規定する収用を構成する限りにおいて、租税に係る課税措置について適用する。

2 第九十二条及び第百六条の規定は、1の規定が適用される場合には、租税に係る課税措置について適用する。

注釈 無差別な態様で適用される租税に係る課税措置は、収用を構成する措置とはみなさない。

第百五条 利益の否認

一方の締約国は、第三国の投資家が、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の法人であるものを所有し、又は支配する場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

- (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
- (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人若しくは当該投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

第百六条 投資に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (b) 附属書七第一部及び第二部の表に記載する留保について、適当な場合にはその削減又は撤廃に寄与

し、及び両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進するために検討すること。

(c) この章の規定に関連する問題（収用を構成する租税に係る課税措置に関連する問題を含める。）について討議すること。

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第一百七条 追加的な交渉

1 両締約国は、この協定の効力発生後に、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決のための仕組みを設けるために交渉を開始する。

2 1に規定する一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決のための仕組みが存在しない間は、投資紛争の国際的な調停又は仲裁裁判所への付託は、両紛争当事者の同意を条件とする。このことは、紛争当事者である締約国が任意に、かつ、その裁量により個別の投資紛争について同意を与え、又は与えないことができること及び国際的な調停又は仲裁裁判所が紛争当事者である締約国の書面による明示の同意が存在しない限り関係する投資紛争について管轄権を有するものではないことを意味する。

第九章 自然人の移動

第百八条 適用範囲

1 この章の規定は、第百十条1に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この章の規定は、国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（他方の締約国の国民に対して査証を要求する措置又は自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、特定の約束の条件に従つて当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

第百九条 定義

この章の規定の適用上、「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。

第一百十条 特定の約束

1 各締約国は、次の者について行う特定の約束を附属書八に記載する。

- (a) 他方の締約国の短期の商用訪問者
- (b) 他方の締約国の企業内転勤者
- (c) 他方の締約国の投資家
- (d) 自由職業サービスに従事する他方の締約国の自然人
- (e) 自国にある公私の機関との間の契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とするサービスの提供に従事する他方の締約国の自然人
- (f) 自国にある公私の機関との間の契約又は自国にある公私の養成のための施設への入学の許可に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する他方の締約国の自然人

2 1に規定する特定の約束の対象となる自然人については、当該特定の約束の条件であつて附属書八に定めるものに従つて入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が、入国及び一時的な滞在に

ついで適用される出入国管理に関する法令であつてこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

3 いずれの締約国も、1に規定する自然人であつて入国及び一時的な滞在を許可するものの数について制限を課し、又は維持してはならない。ただし、この条の規定に基づく特定の約束の秩序ある実施のために、一方の締約国が他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在を規制するいかなる権利についても、妨げるものではない。

第百十一条 自然人の移動に関する要件及び手続

1 各締約国は、前条2の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可した他方の締約国の自然人について、一時的な滞在の期間の更新、一時的な滞在の資格の変更又は就労許可証の発給に係る申請の要件及び手続を定め、公に利用可能なものにする。

2 各締約国は、他方の締約国の自然人から要請があつた場合には、1に規定する申請の要件及び手続に関する情報を提供しよう努める。

3 各締約国は、自国の権限のある当局が1に規定する申請について徴収する手数料自体がこの章の規定に

基づく自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

4 各締約国は、他方の締約国の自然人の移動に関する要件を簡易にし、かつ、手続を容易にするための措置をとるよう最大限に可能な範囲で努める。当該措置についての特定の約束については、附属書八に記載する。

第一百十二条 相互承認

1 この章の規定に基づいて自然人の移動を円滑にするため、一方の締約国は、他方の締約国の自然人に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3 一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認

することとする場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第百十三条 自然人の移動に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、自然人の移動に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章に定める約束の範囲について見直しを行うこと（第百十条1に規定する特定の約束に含まれないサービスの提供であって、両締約国が共通の関心を有するものについて他の約束を行う可能性を検討することを含む。）。
- (b) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (c) この章の規定に関連する問題について討議すること。
- (d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

- (e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国政府の代表者で構成する。
- 4 小委員会は、少なくとも毎年一回会合する。
- 5 (a) 附属書八第六節の規定を効果的に実施し、及び運用するため、小委員会に、看護師及び介護福祉士に関する特別小委員会を設置する。
 - (b) 同特別小委員会は、次の事項を任務とする。
 - (i) 同節の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
 - (ii) 同節の規定に関連する問題について討議すること。
 - (iii) 合同委員会に対し、小委員会を通じて同特別小委員会の所見を報告すること。
- (c) 同特別小委員会は、両締約国政府の代表者で構成する。
- 6 (a) 前条の規定を効果的に実施し、及び運用するため、小委員会に、相互承認に関する特別小委員会を設置する。
 - (b) 同特別小委員会は、次の事項を任務とする。

- (i) 同条の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (ii) 同条の規定に関連する問題について討議すること。
- (iii) 合同委員会に対し、小委員会を通じて同特別小委員会の所見を報告すること。
- (c) 同特別小委員会は、両締約国政府の代表者で構成する。

第百十四条 一般的例外

この章のいかなる規定も、各締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は両締約国間の自然人の移動に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する

措置を含む。

- (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

第一百五條 安全保障のための例外

この章のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。
- (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。
 - (i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置
 - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策若しくは国際協定の実施に関する措置又は核分裂性物質若しくは核融

合性物質若しくはこれらの生産原料である物質に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係における緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第一百六条 見直し

両締約国は、小委員会の報告を考慮して、この協定の効力発生の後五年ごとに、更に両締約国が合意するときに、この章の規定の実施及び運用、この章に定める約束の範囲並びにこの章に関する問題について見直しを行う。

第十章 知的財産

第一百七条 一般規定

1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分かつ無差別的な保護、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使を確保する。

2 両締約国は、知識に立脚した経済における経済競争力を促進するための知的財産の重要性及びかかる新たな環境における知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産の分野における協力を発展させ、及び強化する。

3 この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(a) 第二百二十三条から第二百二十八条までの規定の対象となるもの

(b) 貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

第百十八条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約の千九百六十七年のストックホルム改正条約をいう。

(b) 「権利管理情報」とは、著作物、実演若しくはレコード、著作物の著作者、実演の実演家若しくはレコード製作者、著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者又は著作物、実演若しくはレコードの利用の条件に係る情報を特定する情報及びその情報を表す数字又は符号をいう。ただし、これらの

項目の情報著作物、固定された実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、固定された実演若しくはレコードを公衆に伝達し、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置くに当たつて当該著作物、固定された実演若しくはレコードとともに公衆に伝達され、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置かれる場合に限る。

(c) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に
関する協定をいう。

第一百十九条 協力

1 第一百七条2に規定する協力の分野及び形態については、次の事項を含めることができるが、これらに
限定されない。

- (a) 知的財産の分野における情報の交換及び専門家の交流
- (b) 知的財産の保護に関する制度の強化
- (c) 各締約国の知的財産の保護に関する制度の相互理解の促進
- (d) 知的財産についての啓発の促進

(e) 国際的なシンポジウム、ワークショップ及び見本市の開催

(f) 知的財産の保護に関する制度の効率的な運用のための情報通信技術に関連する事業の推進における技術援助であつて両締約国間で合意されるもの

2 第百十七条2に規定する協力の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

3 第百十七条2に規定する協力に要する費用は、資源の効率的かつ効果的な利用により、両締約国間で可能な限り衡平な方法で負担する。

4 第十五章に定める紛争解決手続は、この条の規定については、適用しない。この条の規定の実施についての両締約国間のいかなる意見の相違も、両締約国間の合意により、適切な措置のために知的財産に関する小委員会に付託することができる。

第百二十条 手続事項の簡素化及び調和

1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するよう努める。

2 いずれの締約国も、3に規定する場合を除くほか、特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願の手續その他の行政上の手續において、自国の権限のある当局に提出される書類（願書、優先権の主張の基礎となる先の出願の当該権限のある当局が受理する言語への翻訳文、委任状及び譲渡証書を含む。）上の署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求することができない。

3 締約国は、2の規定の例外として、次のものを要求することができる。

(a) 署名その他書類を提出した者を特定する方法が特許、実用新案登録、意匠登録又は商標登録の放棄に関するものである場合において、自国の法令が署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求する旨を定めるときは、その証明

(b) 自国の権限のある当局に提出された書類上の署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて合理的な疑いがある場合には、証拠の提出。当該権限のある当局は、当該者に対して証拠を要求することを通知するときは、その通知に証拠の提出を要求する実質的な理由を明記する。

4 締約国が、自国の法令により、優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳についての認証を要求する場合には、その要求は、翻訳した者により、その知識の及ぶ限りにおいて先の出願の翻訳が誠実かつ正確に

行われている旨の書面が提出されることによって満たされるものとみなす。

5 関連する知的財産権の出願及び登録並びにこれらについての公開は、各締約国の法令に従い、かつ、可能な範囲内で、世界知的所有権機関の主権の下で運用される現行の知的財産に関する国際協定に基づく国際特許分類制度並びに標章の登録のための商品及びサービスの国際分類制度に従って、分類される。

第二百一十一条 透明性

各締約国は、自国の知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次のことを行うための適切な措置をとる。

(a) 特許の出願及び付与並びに実用新案、意匠、商標、集積回路の回路配置及び植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報を公開し、並びに権限のある当局が保有するこれらに関する一件書類に含まれている情報を公衆が容易に利用することができるようにすること。

(b) 知的財産の保護に関する制度についての情報（知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報を含む。）を公衆が容易に利用することができるようにすること。

第二百二十二条 知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第二百二十三条 特許

各締約国は、自国の法令に従い、特許出願人が権限のある当局に対しその出願を迅速に審査することの要請を提出することができることを確保する。

注釈 この条の規定の適用上、「権限のある当局」とは、フィリピンについては、知的財産庁特許局長をいう。

第二百二十四条 意匠

各締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、意匠の保護について定める。

第二百二十五条 商品及びサービスに係る商標

各締約国は、パリ条約及び貿易関連知的所有権協定に従い、商標の保護について定める。

第二百二十六条 著作権及び関連する権利

1 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、それぞれ、その著作物、レコードに固定され

た実演及びレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与する。

2 各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容されていない行為がその著作物、実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であつて、自国の法令に基づく権利の行使に関連して当該著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

3 各締約国は、著作権及び関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関し、適当かつ効果的な法的救済について定める。民事上の救済については、更にそのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関しても、これを定める。

- (a) 電磁的な権利管理情報を権限なく除去し、又は改変すること。
- (b) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、著作物の複

製物、実演又は固定された実演若しくはレコードの複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により利用が可能となる状態に置くこと。

第二百二十七条 植物の新品種

各締約国は、植物の新品種の保護に関する制度を設けることの重要性を認識し、及びその能力の範囲内で、自国の法令によって保護することができる植物の種類を増加させるよう努める。これに関し、各締約国は、他方の締約国の関心について考慮を払う。

第二百二十八条 不正競争

- 1 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。
- 2 各締約国は、自国の法令に従い、次の行為を含むがこれらに限定されないいかなる不正競争行為も禁止することを確保する。
 - (a) 他の者の商品の外観を模倣する商品を販売する行為
 - (b) いかなる方法によるかを問わず、競争者のサービスとの混同を生じさせるような行為
- 3 各締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、自国の法令において、開示されていない情報が十分かつ

効果的に保護されることを確保する。

第二百二十九条 権利行使

1 各締約国は、貿易関連知的所有権協定に適合する自国の法令に従い、特許権、実用新案権、意匠権、商標権並びに著作権及び関連する権利が侵害される場合に税関当局が侵害物品の解放を停止することに関する手続を定める。

2 各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができ合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

3 各締約国は、故意による商業的規模の商標の不正使用、著作物の違法な複製、植物の新品種に関連する権利の侵害並びに特許権、実用新案権、意匠権及び集積回路の回路配置利用権の侵害又はその反復について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、各締約国の法令に定める同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。

第三百三十条 知的財産に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b) 知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化するため、適当な場合には、知的財産に関する次の事項について討議すること。

- (i) 特許を受けることができる発明の範囲及び先行技術の範囲
- (ii) 優先権書類の翻訳の要件
- (iii) 登録することができる意匠の範囲
- (iv) 広く認識されている商標の保護
- (v) 商標登録のための国際的な制度
- (vi) インターネット・サービス・プロバイダの責任
- (vii) 著作権及び関連する権利を集中管理する団体

(vii) 植物の新品種の保護

(ix) 十分かつ効果的な権利行使

(x) 公正かつ公平な権利行使の手續（国境措置の手續を含む。）

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会に対し、必要に応じ、適当な勧告を行うこと。

(e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第十一章 政府調達

第三百三十一条 調達に関する原則

両締約国は、両締約国間の貿易の一層の自由化及び拡大を図るため、政府調達に関する措置について、一方の締約国が他方の締約国の産品、サービス及び供給者に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることが重要であること並びに透明性を確保することが望ましいことを認める。また、両締約国は、両締約国の開発上、資金上及び貿易上の要請を考慮する必要性を認める。各締約国は、政府調達に関する措置の公正かつ効

果的な実施を確保する。

第三百三十二条 無差別待遇に関する交渉

一方の締約国は、自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益又は政府調達に関する措置についての有利な待遇を第三国に与える場合には、他方の締約国に対して当該利益又は待遇を与えることを目的として当該他方の締約国と交渉を行うことに同意する。

第三百三十三条 政府調達に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 各締約国の政府調達に関する措置についての情報を交換すること。
- (b) 各締約国の政府調達市場に関する利用可能な情報を分析すること。
- (c) 次の事項その他の政府調達に関する問題について討議すること。
 - (i) 他方の締約国の産品、サービス及び供給者に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える可能性

(ii) 透明性の向上

(iii) 苦情申立ての手續その他の政府調達に関する措置の公正かつ効果的な実施

(iv) 各締約国の政府調達に関する措置と政府調達に関する国際的な原則（世界貿易機関設立協定附属書

四政府調達に関する協定（以下この章において「政府調達協定」という。）を含む。）との適合性

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国が合意する場所で会合するものとし、また、毎年一回会合するよう努める。

第三百三十四条 追加的な交渉

両締約国は、この協定の効力発生の日の後できる限り早期に、遅くとも五年以内に、それぞれの政府調達市場の自由化を目的として交渉を行う。この交渉において、両締約国は、それぞれの政府調達に関する措置のすべての側面について見直しを行うものとし、特に、次の事項について検討する。

(a) 他方の締約国の産品、サービス及び供給者に対する内国民待遇及び最恵国待遇の付与

(b) 透明性の向上

(c) 各締約国の政府調達に関する措置と政府調達に関する国際的な原則（政府調達協定を含む。）との適合性

(d) 苦情申立ての手続その他の政府調達に関する措置の公正かつ効果的な実施に必要な他の事項

第十二章 競争

第三百三十五条 反競争的行為に対する取組による競争の促進

1 各締約国は、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の関係法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとる。

このような措置は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従ってとられなければならない。

2 各締約国は、必要な場合には、反競争的行為に対する取組により競争を効果的に促進するため、法令の見直し及び改正を行い、又は法令を制定する。

第三百三十六条 反競争的行為に対する取組による競争の促進に関する協力

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為に対する取組により競争を促進することに関して協力する。

2 この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極で定める。

第三百三十七条 第十五章の規定の不適用

第十五章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十三章 ビジネス環境の整備

第三百三十八条 原則及び協力

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の区域内で事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

2 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、両締約国の区域内のビジネス環境を一層整備するための協力を促進し、及び必要な措置（次条から第四百四十一条までに定める機関の設置を含む。）をとる。

第三百三十九条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、ビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 次条の規定に基づいて設置されるビジネス環境の整備に関する協議グループ（以下この章において「協議グループ」という。）の活動を監督すること。
- (b) 協議グループ及び第四百四十一条の規定に基づいて指定されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を必要に応じて考慮しつつ、小委員会が適当と認める問題に取り組み、及びこれを解決すること。
- (c) (a)及び(b)に規定する任務並びに関係する問題に関し、両締約国に対し、所見を報告し、及び勧告（両締約国がとるべき措置を含む。）を行うこと。両締約国は、当該勧告を考慮する。
- (d) 適当な場合には、(c)に規定する勧告に関し両締約国がとった措置について見直しを行うこと。
- (e) 適当な方法で、(c)に規定する勧告及び(d)に規定する見直しの結果を、各締約国の法令の範囲内で、関係者に利用可能なものとすること。
- (f) 合同委員会に対し、可能な限り詳細かつ迅速に、(c)に規定する所見及び勧告並びにこの章の規定の実施及び運用に関するその他の所見を報告すること。
- (g) 小委員会の規則及び手続を定めること。

(h) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、この協定に基づいて設置される他の小委員会の作業との不必要な重複を避けるため、適当な方法で他の小委員会と協力する。

4 小委員会の構成、会合の開催頻度その他の詳細については、実施取極で定める。

第四十条 ビジネス環境の整備に関する協議グループ

1 小委員会は、各締約国の区域内に協議グループを設置する。

2 協議グループの構成、任務及び会合の開催頻度については、実施取極で定める。

第四十一条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所

1 各締約国は、自国の区域内に連絡事務所を指定し、及び維持する。

2 連絡事務所の任務その他の詳細については、実施取極で定める。

第四十二条 外交上の経路を通じた問題の解決

1 一方の締約国は、外交上の経路を通じ、他方の締約国に対し、当該他方の締約国の区域内で自国の者の事業活動に悪影響を及ぼしていると認める問題を解決するための措置をとることを要請することができる。

る。

2 要請を受けた締約国は、その要請に速やかに応ずるものとし、また、1に規定する要請に正当な理由があるか認められる場合には、適用可能な法令に従い、1に規定する問題を解決するための措置をとるよう努める。要請を受けた締約国は、要請を行った締約国に対し、自国がとった措置を通報する。

第四百四十三条 第十五章の規定の不適用

第十五章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十四章 協力

第四百四十四条 基本原則

両締約国は、この協定に基づき、開発目的に資するために両締約国間の貿易及び投資を円滑化し、及び自由化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、相互の利益のための協力を促進する。

このため、両締約国は、次の分野において、両締約国政府間で協力し、並びに必要かつ適当な場合には一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者間の協力を奨励し、及び円滑にする。

(a) 人材養成

- (b) 金融サービス
- (c) 情報通信技術
- (d) エネルギー及び環境
- (e) 科学技術
- (f) 貿易及び投資の促進
- (g) 中小企業
- (h) 観光
- (i) 運輸
- (j) 道路整備

第四百四十五条 範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の各分野の範囲、形態その他の詳細については、実施取極で定めることができる。

第四百四十六条 実施

1 この章の規定に基づく協力の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

2 この章の規定に基づく協力を要する費用は、資源の効率的かつ効果的な利用により、両締約国間で可能な限り衡平な方法で負担する。

第四百四十七条 協力に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 各分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。

(b) この章の規定の効果的な実施に関連する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。

(c) 合同委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する小委員会の所見及び小委員会がとつた行動を報告すること。

- (d) 6の規定に基づいて設置される作業部会の任務及び活動を監督すること。
 - (e) 小委員会の規則及び手続を定めること。
 - (f) この章の規定に関連するその他の問題について討議すること。
 - (g) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、政府開発援助その他の協力のための既存の制度に関する両締約国間の既存の協議の枠組みを尊重するものとし、また、適当な場合には、協力活動の効果的かつ効率的な実施を確保するため、そのような枠組みとの間で情報を共有する。
- 4 小委員会は、両締約国政府の代表者で構成する。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者を小委員会が取り進む問題に関連する必要な専門知識を有する専門家として招請することができる。
- 5 小委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。その後の小委員会の会合は、両締約国が合意する頻度で開催される。
- 6 小委員会は、協力の各分野について作業部会を小委員会の下に設置することができる。作業部会の任務、構成その他の詳細については、実施取極で定めることができる。

第四百四十八条 次章の規定の不適用

次章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十五章 紛争の回避及び解決

第四百四十九条 適用範囲

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の回避又は解決について適用する。

2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

4 3の規定は、特定の紛争に関し、二以上の紛争解決手続を利用することにつき両締約国が明示的に合意

する場合には、適用しない。

5 両締約国は、この協定に基づく義務の違反が世界貿易機関設立協定に基づく義務の違反を構成する場合には、世界貿易機関設立協定による紛争解決手続を利用することを優先的に考慮する。

第五十条 紛争の回避及び解決のための一般協議

1 紛争の回避を目的として、一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、協議のための機会を十分に与えるものとし、当該要請に迅速に応じて、誠実に協議を開始する。

3 両締約国は、協議を通じて紛争の可能性を回避するよう、すべての努力を払うものとする。

第五十一条 あっせん、調停又は仲介

1 いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を書面により随時要請することができる。いずれの手續も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。締約国（次条1に規定する協議の要請を行うものに限る。）は、

あつせん、調停又は仲介が進行中の間は、第五百十三条1の規定により仲裁裁判所の設置を要請することができない。

2 両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あつせん、調停又は仲介を継続することができる。

第五百十二条 紛争解決のための特別協議

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国がこの協定に基づく義務を履行せず、又はこれに違反する措置をとった結果、この協定に基づき直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認める場合には、当該他方の締約国に対し、紛争を解決することを目的として、書面により協議の要請を行うことができる。

2 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、1の要請を受けた締約国は、

(a) 当該要請を受けた日の後三十日以内に協議を開始する。

(b) 当該紛争に関し第五百十条に定める手続が利用され、同条の規定に基づく協議が開始された日から六十日以上が経過しているときにあつては、当該要請を受けた日の後十日以内に協議を開始する。

3 両締約国は、協議を通じて相互に満足すべき解決に達するよう、すべての努力を払うものとする。

第五百五十三条 仲裁裁判所の設置

1 両締約国が前条に規定する協議によつて紛争を解決することができなかつた場合には、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国も、

(a) 前条2(a)の規定による協議の要請が行われた場合にあつては、その受領の日から九十日（要請を受けた締約国の要請により百八十日まで延長することができる。）が経過した後に当該紛争に関し仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(b) 前条2(b)の規定による協議の要請が行われた場合にあつては、その受領の日から六十日（要請を受けた締約国の要請により百五十日まで延長することができる。）が経過した後に当該紛争に関し仲裁裁判所の設置を要請することができる。

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

- (a) 違反があつたとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠
- (b) 申立ての根拠とされる事実

3 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人（以下この章において「裁判長」という。）の候補者を三名まで提案する。裁判長は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、及びいずれかの締約国により雇用されてはならない。

4 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後六十日以内に、3の規定に従つて提案した候補者を考慮し、及び必要な場合には任命した仲裁人と協議して、裁判長の任命を合意により行う。

5 両締約国が4の規定に基づく裁判長の任命を合意により行うことができない場合には、裁判長は、4に規定する期間の経過後七日以内に、3の規定に従つて提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

6 仲裁裁判所は、国際的な法的知見又は適切な技術上の知識を有する仲裁人から構成すべきである。

第一百五十四条 仲裁裁判所の任務

1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

- (b) この協定及び適用可能な国際法（国際慣習法を含む。）の規則に従って裁定を下す。
 - (c) 裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。
 - (d) (c)の認定とは別に、第百五十七条との関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。
- 2 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。
 - 3 仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。
 - 4 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し助言的な報告書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国

との協議の上選定することができる。ただし、専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

5 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

6 仲裁裁判所は、紛争が他の方法によって解決した場合及び仲裁裁判手続が第一百五十六条の規定に従って終了した場合を除くほか、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）の特定の部分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案を受領した日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面によって提出することができる。

7 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案を受領した日の後三十日以内に裁定を下す。

8 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、コンセンサスに達し

ない場合には、過半数による議決でこれを行うこともできる。

第百五十五条 仲裁裁判手続

- 1 仲裁裁判は、非公開とする。
- 2 仲裁裁判所の評議、仲裁裁判所に提出された文書及び前条6に規定する裁定案は、秘密のものとして取り扱う。
- 3 2の規定にかかわらず、いずれの締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することができる。そのような要約を受けた当該一方の締約国は、要約を受け入れ、そのような要約を提出するか、又は理由を示すことなく要請を拒否することができる。
- 4 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会及び関連情報（世界貿易機関の紛争解決機関の裁定を含む。）を提出する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した

情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

5 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判手続及び仲裁裁判所への意見書の提出については、英語を使用する。

第五百五十六条 仲裁裁判手続の停止及び終了

仲裁裁判所が設置され、仲裁裁判手続が進行している間においても、両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、いつでも、当該仲裁裁判手続の終了又は停止について合意することができる。

第五百五十七条 裁定の実施

1 第五百五十四条の規定による仲裁裁判所の裁定（以下この条において「原裁定」という。）は、迅速に実施しなければならない。仲裁裁判所により裁定の実施を求められた締約国（以下この条において「実施国」という。）は、原裁定が下された日の後四十五日以内に、実施国が原裁定を実施するために妥当かつ必要と判断する期間を他方の締約国（以下この条において「相手国」という。）に書面により通報する。相手国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、協議を要請することができる。この場

合において、両締約国は、そのような要請の受領の日の後三十日以内に協議を開始する。

2 実施国は、1の規定により決定された期間内に原裁定を実施することができないと認める場合には、相互に受け入れることができる代償を与えるため、当該期間の満了までに相手国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後四十五日以内に満足すべき代償について合意されなかった場合には、相手国は、実施国に対するこの協定に基づく義務の適用を停止する意図を有する旨を実施国に通報することができる。

3 相手国は、原裁定を実施するために実施国がとった措置が原裁定に適合していないと認める場合には、協議を要請することができるものとし、この場合において、両締約国は、協議を迅速に開始する。

4 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、原裁定の実施から生ずるいかなる問題についても仲裁裁判所に付託することができる。

(a) 1の規定による協議については、当該協議の要請が受領された日の後三十日以内に実施期間について両締約国が合意することができなかった場合

(b) 3の規定による協議については、両締約国が問題を解決することができないまま1の規定による実施期間の満了の日から少なくとも四十五日が経過した場合

5 実施国が1又は4(a)の規定により決定される期間内に原裁定を実施していないことが4(b)の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、相手国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、実施国に対するこの協定に基づく義務の適用を停止する意図を有する旨を実施国に通報することができる。

6 2又は5に規定する義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該義務の適用の停止は、次の規定に従うことを条件とする。

(a) 当該義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は原裁定が実施されたときに解除されること。

(c) 原裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度に限定されること。

(d) 当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつとも、当該分野における義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

7 実施国は、2、5又は6に規定する条件が満たされていないと認める場合には、相手国に対し協議を要請することができる。相手国は、そのような要請の受領の日の後十日以内に協議を開始する。そのような要請の受領の日から三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、いずれの締約国も、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

8 この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第百五十三条3から6までの規定に従って任命される。両締約国が異なる期間について合意しない限り、当該仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百五十八条 費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第百五十九条 手続規則

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この章に定める仲裁裁判所に関する詳細及び手続については、この協定の効力発生の日の後一年以内に合同委員会が採択し、及び必要な場合には修正する手続規則の定めるところによる。

第十六章 最終規定

第六十条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第六十一条 一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定並びにその実施及び運用についての一般的な見直しを二十一年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

第六十二条 附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第六十三条 改正

1 この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。当該改正は、その効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換することにより、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

2 改正が次の附属書のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。

(a) 附属書二（第三章関係） 品目別規則

(b) 附属書三（第三章関係） 原産地証明書の必要的記載事項

(c) 附属書四（第六章関係） 第六十一条に関する分野別附属書第二部

第六十四条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百六十五条 終了

いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年九月九日にヘルシンキで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

小泉純一郎

フィリピン共和国のために

グロリア・M・アロヨ